

◆ 本人確認書類と個人番号確認書類

国民健康保険における各種手続きには、マイナンバー（個人番号）の記入とマイナンバーカードなどの提示が必要です。

また、下記以外にも各種手続きに必要な書類があります。詳しくは、しおり又はホームページをご覧ください。

国保の手続きに必要なもの

1. マイナンバーカードを持っている場合

『番号確認』と『本人確認』がマイナンバーカード 1 枚で行えます。

2. マイナンバーカードを持っていない場合

それぞれの確認のために、複数の書類が必要になります。

- ① 番号確認・・・マイナンバー記載の住民票の写し
- ② 本人確認・・・下表の「本人確認書類」を参照

本人確認書類

証明書が複数必要となる場合がありますのでご注意ください。

- 有効期限内のもの（有効期限の記載のない場合、交付から 6 か月以内のもの）

1 点のみで本人確認できるもの

(例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

2 点以上必要なもの

(例) 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、基礎年金番号通知書(年金手帳)、学生証(顔写真付)、生徒手帳(顔写真付)など

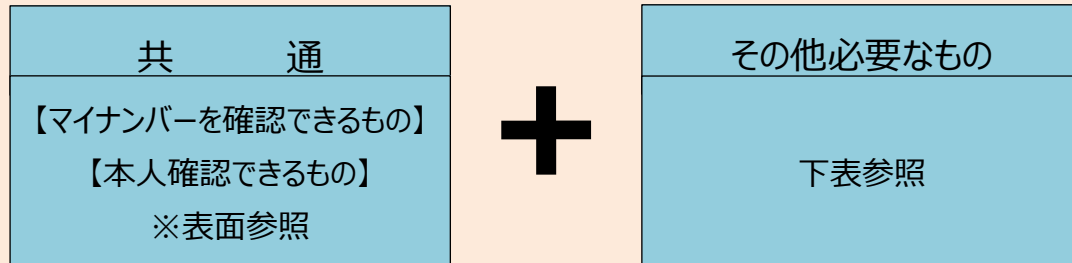
問合せ先：目黒区国保年金課資格賦課係
直通 03 (5722) 9810

【裏面】国保の加入・脱退・変更などの届出

◆国保の加入・脱退・変更・再交付などの届出

届出は 14 日以内をお願いします。

【届出に必要なもの】



	加入する理由	その他必要なもの	手続きのできる場所	
			各地区サービス事務所	郵便
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきた	上図の共通のみ	○ (日本国籍のかたのみ)	
	職場の健康保険などを脱退した	職場の健康保険などを脱退した証明書 (資格喪失証明書、退職証明書、離職票など いずれか 1 点)	○	○
	職場の健康保険などの被扶養者でなくなった	被扶養者でなくなった証明書 (扶養削除証明書など)	○	○
	子どもが生まれた	世帯員の保険証 ▶ 出産育児一時金はしおり・ホームページ参照	○ (日本国籍のかたのみ)	○
	生活保護を受けなくなった	保護廃止・停止決定通知書		
	外国籍のかたが住民基本台帳に登録された	在留カード、パスポート(特定活動のかたは「指定書」)		
国保を脱退するとき	脱退する理由	その他必要なもの	各地区サービス事務所	郵便
	他の市区町村に転出する	保険証	○	
	職場の健康保険などに加入した	職場の健康保険証	○	○(★)
	職場の健康保険などの被扶養者になった	国保の保険証	○	○(★)
	国保の被保険者が死亡した	保険証 ▶ 葬祭費はしおり・ホームページ参照	○	
生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書			
変更などの届出のとき	変更などの理由	その他必要なもの	各地区サービス事務所	郵便
	目黒区内で住所が変わった			
	世帯主や氏名が変わった	世帯全員の保険証		
	世帯を分けた、一緒になった			
	外国籍のかたが在留資格を更新・変更した	保険証、在留カード、パスポート		
	修学により他の市区町村に引っ越した	保険証、学生証等、修学先の住民票の写し		
	施設に入所した	保険証、在園等証明書、入所先の住民票の写し		
【再交付】保険証をなくした、汚れた	上図の共通のみ	△	○	

(★) 電子申請でも手続きの可能です

△ 一部の特殊な保険証は、区役所でのみの取り扱いです。詳しくは、問合せください。